平成２６年（フ）第５９号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字通目木99番地３
債務者　山本　祐子（旧姓瀧本）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１５８号
茨城県土浦市霞ケ岡町23番11号
債務者　木村　　功
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１５６号
千葉県成田市加良部２丁目２番地１　２棟301号
債務者　小枝　睦子（旧姓奈良部）
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１８７号
千葉県印西市平賀1841番地１　メゾンアバーロ201
債務者　平林　和雄
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１９５号
千葉県八街市大関83番地５　アリス八街Ａ103、住民票上の住所千葉県八街市大関83番地５　アリス八街
債務者　小山　　彰
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２０２号
千葉県四街道市和良比1208番地　第５吉橋ハイツ202
債務者　藤田ひとみ（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２０３号
千葉県成田市加良部５丁目12番地　４棟504号
債務者　根本竜太郎
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２０２号
岡山県倉敷市真備町妹4500番地１
債務者　関澤　　舞（旧姓水川）
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
岡山県倉敷市新田2990番地１
債務者　岩崎　弘徳
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
岡山県倉敷市新田2990番地１
債務者　岩崎　早苗
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
高知市若松町５番９―404号　若松マンション
債務者　池田　正明
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３１９号
高知市一宮西町３丁目12番25号　スカイマンション302
債務者　梅原　一宏
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３２７号
高知県香美市土佐山田町宝町３丁目５番16号レジデンス・ユニ103号室
債務者　長谷川希世子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８５号
沖縄県豊見城市字平良108番地１　メゾン華201号
債務者　上原美砂子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第９５５号
東京都葛飾区東金町２丁目４番１―1503号グランリオ・フォーシーズン、旧住所東京都足立区千住仲町12番１―103号
債務者　中澤　　勝
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９５６号
埼玉県川口市芝塚原２丁目９番20号　緑の森ハウス１Ｆ
債務者　中澤　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９８３号
さいたま市中央区上落合８丁目７番16号　上落合ハウス101号
債務者　瀬尾　成均
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係